

# 令和6年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について

令和6年12月19日  
岐阜県人事委員会

## ＜給与勧告のポイント＞

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（令和7年4月から実施）

- ・職務や職責をより重視した給料表への見直し
- ・扶養手当、地域手当、通勤手当等の諸手当を見直し

- ・令和6年8月8日、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を令和7年4月から実施するよう報告及び勧告を行った。
- ・本県においても、優秀な人材を計画的に確保、活用していくため、若年層の採用における競争力のある給与水準の設定や、職務や職責をより重視した給料体系等の整備など人事院が示した報告内容を踏まえ、本県における地域の実情や勤務の状況等を勘案した上で、人事院勧告に準じて、以下のとおり給与制度の見直しを行う。

## 1 給料表

### （1）行政職給料表

初任給や若年層の給料月額を本年4月に遡及して大幅に引上げ（令和6年10月勧告済み）

職務や職責をより重視した給料表への見直し

- ・3級から7級において、各級の初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引上げ
- ・8級及び9級において、各級の初号の給料月額を、直近下位の級の最大の給料月額を上回るよう引上げ

### （2）行政職給料表以外の給料表

- ・行政職給料表との均衡を基本に見直し

## 2 扶養手当（段階的に実施）

・配偶者に係る手当を廃止（行政7級以下6,500円、行政8級3,500円→一律0円）

・子に係る手当額を引上げ（10,000円→13,000円）

## 3 地域手当（段階的に実施）

国の級地区分等の見直しに準じて手当支給割合を見直し

・岐阜市の支給割合（3%→1.8%）、大垣市等6市の地域の支給割合（3%→1%）、その他の地域の支給割合は現行のまま維持（1%）

## 4 通勤手当

- ・1箇月当たりの通勤手当の支給限度額を引上げ（150,000円）、その範囲内で新幹線や高速道路等の利用に係る特別料金を全額支給
- ・新幹線や高速道路等の特別料金の支給要件を見直し（片道30分以上短縮の支給要件を廃止）

## 5 その他の諸手当の見直し

- ・勤勉手当の成績率について、人事院の報告内容を踏まえ、本県の実情を考慮した上で対応を検討
- ・管理職員特別勤務手当について、平日深夜の支給対象時間帯を拡大
- ・特定任期付職員の特別給（ボーナス）について、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給
- ・定年前再任用短時間勤務職員等に対し、住居手当等を新たに支給